

議案第 29 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 25 日

小城市教育員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

令和 3 年 4 月 1 日付け小城市立認定こども園三日月幼稚園の設置及び令和 3 年 3 月 31 日付け小城市立三里保育園の廃止に伴い、規則を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「 保育幼稚園係 指導管理係 小城保育園 三里保育園 砥川
保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園

を

「 保育幼稚園係 指導管理係 小城保育園 砥川保育園 晴田
幼稚園 認定こども園三日月幼稚園

に改める。

第 3 条の表中「市立保育園・幼稚園」の次に「及び認定こども園」を加える。

第 7 条第 1 項に次の 3 号を加える。

- (18) 副園長
- (19) 主任保育教諭
- (20) 保育教諭

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小城市教育委員会事務局組織規則（平成17年小城市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行		改正後（案）	
(課及び係)		(課及び係)	
第2条 事務局に次の課及び係を置く。		第2条 事務局に次の課及び係を置く。	
課名	係名	課名	係名
教育総務課	(略)	教育総務課	(略)
保育幼稚園課	保育幼稚園係 指導管理係 小川保育園 三里保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園	保育幼稚園課	保育幼稚園係 指導管理係 小城保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 認定こども園三日月幼稚園
学校教育課	(略)	学校教育課	(略)
生涯学習課	(略)	生涯学習課	(略)
文化課	(略)	文化課	(略)
(分掌事務)		(分掌事務)	
第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。		第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。	
課名	分掌事務	課名	分掌事務
教育総務課	(略)	教育総務課	(略)
保育幼稚園課	(1)及び(2) (略) (3) 市立保育園・幼稚園の管理及び運営に関すること。 (4)～(10) (略)	保育幼稚園課	(1)及び(2) (略) (3) 市立保育園・幼稚園及び認定こども園の管理及び運営に関すること。 (4)～(10) (略)
学校教育課	(略)	学校教育課	(略)
生涯学習課	(略)	生涯学習課	(略)

<p>文化課 (略)</p> <p>(その他の職員の職)</p> <p>第7条 その他の職員の職として、次の職を置く。</p> <p>(1)～(17) (略)</p>	<p>文化課 (略)</p> <p>(その他の職員の職)</p> <p>第7条 その他の職員の職として、次の職を置く。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 副園長</u></p> <p><u>(19) 主任保育教諭</u></p> <p><u>(20) 保育教諭</u></p>
---	--